災害等により真空ゴミ輸送施設が停止した場合における廃棄物の 処理等に関する協定書(写)

富里市(以下「甲」という。)と日吉台共有施設管理組合(以下「乙」という。) は,災害等により真空ゴミ輸送施設が停止した場合における廃棄物の処理等について,次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等により乙が管理している真空ゴミ輸送施設が停止 した場合における乙の組合員等が排出する家庭系一般廃棄物の収集、運搬及 び処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定における定義は、次に定めるところによる。
 - (1) 家庭系一般廃棄物とは、富里市一般廃棄物処理実施計画に定めるもののうち可燃物(以下「可燃ごみ」という。)をいう。
 - (2) 災害等とは、地震、台風、大雨、落雷、竜巻等の自然災害又は大規模な停電等をいう。
 - (3) 組合員等とは、組合員及び組合員が所有する建物に係る賃貸借契約又は 使用貸借契約により、真空ゴミ輸送施設を使用することができる者をいう。 (集積所の設置)
- 第3条 乙は,前条第2号の災害等が発生し,真空ゴミ輸送施設が長期にわたり使用できないような事態となったときは,可燃ごみの一時的な集積場所(以下「集積所」という。)を,別表に掲げる都市公園内に設置するものとする。
- 2 乙は、前項の集積所を設置しようとするときは、甲に富里市都市公園条例 (平成元年条例第8号)第8条第2項の規定に基づき、占用の許可申請書を 提出するものとする。
- 3 前項の占用料については、免除とする。

(集積所設置の周知)

第4条 乙は,前条第1項により集積所を設置したときは,乙の組合員等へ周 知を行うものとする。

(集積所の管理等)

- 第5条 集積所の管理は乙が行うものとし、集積所の利用については、乙の組合員等へ別に定めるごみの出し方のルールの遵守を徹底させるとともに、飛散防止及び衛生管理等の措置を講ずるものとする。
- 2 集積所の占用期間が終了したときは、乙は速やかに原状回復をするものと する。

(ごみ袋の取扱い)

- 第6条 乙の組合員等が集積所へ排出できるごみ袋は、原則として甲の指定する可燃ごみ専用袋とする。ただし、乙が指示するまでの期間は、透明又は半透明の袋(指定外の物)を使用することができるものとする。
- 2 前項ただし書の乙が指示するまでの期間は,1週間を目途とする。 (収集運搬)
- 第7条 集積所に排出された可燃ごみの収集及び運搬については、甲が業務を 委託した事業者が行うものとし、収集日は1週につき3日(甲が収集日とし

ない日及び年末年始を除く。)とする。

(費用の負担)

- 第8条 収集及び運搬における費用は、甲が負担する。
- 2 第4条の集積所設置の周知及び第5条の措置に係る費用(甲が物品の提供 又は費用の負担をするときを除く。)は、乙の負担とする。
- 3 第6条に定める甲の指定する可燃ごみ専用袋の購入費用は、乙又は乙の組 合員等の負担とする。

(委任)

第9条 この協定を実施するため、その他必要な事項については、別に定める ものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項(前条の委任した事項を除く。)又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から真空ゴミ輸送施設が廃止されるまでとする。

別表	(笙	3	冬	閗	伾)
ハコイメ	\ 717	U	$\overline{}$	1	1217	,

名称	位置
日吉台中央公園	富里市日吉台四丁目4番地1
日吉台第1公園	富里市日吉台一丁目4番地
日吉台第2公園	富里市日吉台一丁目21番地
日吉台第3公園	富里市日吉台二丁目18番地
日吉台第4公園	富里市日吉台四丁目1番地
日吉台第5公園	富里市日吉台三丁目19番地
日吉台第6公園	富里市日吉台三丁目42番地1
日吉台第7公園	富里市日吉台五丁目24番地1
日吉台第8公園	富里市日吉台六丁目20番地5

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、 それぞれ1通を保有する。

平成26年12月17日

- 甲 富里市七栄652番地1富里市富里市長 相 川 堅 治
- 乙 富里市日吉台3丁目24番地1 日吉台共有施設管理組合 理事長 嶋 田 芳 幸